

福井県報

号外第 35 号
令和 8 年
3 月 31 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県公有財産等管理規則の一部改正(15・財産活用課)……………2
- ※老人福祉法施行細則の一部改正(16・長寿福祉課)……………2
- ※福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の一部改正(17・地域医療課)…14
- ※福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部改正(18・同)……14
- ※福井県病院事業財務規則の一部改正(19・同)……………15
- ※食品衛生法施行細則の一部改正(20・医薬食品・衛生課)……………17
- ※クリーニング業法施行細則の一部改正(21・同)……………22
- ※福井県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則(22
・水産課)……………25
- ※福井県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(23・河川課)……………26
- ※福井県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(24・都市計画課)……28
- ※建築士法施行細則の一部改正(25・建築住宅課)……………31
- ※建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の制定(26・同)……………31

人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(10
)……………33
- ※福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規
則(11)……………34
- ※通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(12)……………35
- ※初任給調整手当の支給に関する規則および福井県一般職の職員等の給与に関する
条例施行規則の一部を改正する規則(13)……………43
- ※特勤勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則(14)……………47

企業管理規程

- ※福井県公営企業財務規程の一部を改正する規程(1)……………53
- ※福井県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する規程(2)……………57

規 則

福井県公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第15号

福井県公有財産等管理規則の一部を改正する規則

福井県公有財産等管理規則（昭和39年福井県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(延納利率)</p> <p>第36条 普通財産の売払代金または交換差金の延納の特約をする場合における利息の率は、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率とする。</u></p>	<p>(延納利率)</p> <p>第36条 普通財産の売払代金または交換差金の延納の特約をする場合における利息の率は、<u>年2.5パーセント</u>とする。</p>
<p>(延納利息)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 延納利息の率は、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率とする。ただし、この率によることが、不当にまたは著しく負担の増加をもたらすこととなる場合は、この率を下る率によることができる。</u></p>	<p>(延納利息)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 延納利息の率は、<u>年2.5パーセント</u>とする。ただし、この率によることが、不当にまたは著しく負担の増加をもたらすこととなる場合は、この率を下る率によることができる。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福井県公有財産等管理規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される延納の特約または履行延期の特約等（以下「延納の特約等」という。）について適用し、同日前に締結された延納の特約等については、なお従前の例による。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第16号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和38年福井県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(老人居宅生活支援事業の開始)</u> 第2条 法第14条の規定による届出は、<u>老人居宅生活支援事業事業開始の届出書</u>（様式第1号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人居宅生活支援事業の変更)</u> 第3条 法第14条の2の規定による届出は、<u>老人居宅生活支援事業変更届出書</u>（様式第2号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人居宅生活支援事業の廃止または休止)</u> 第4条 法第14条の3の規定による届出は、<u>老人居宅生活支援事業廃止・休止届出書</u>（様式第3号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人デイサービスセンター等の設置)</u> 第5条 法第15条第2項の規定による届出は、<u>老人福祉施設設置の届出書</u>（様式第4号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人デイサービスセンター等の変更)</u> 第6条 法第15条の2第1項の規定による届出は、<u>老人福祉施設変更届出書</u>（様式第5号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人デイサービスセンター等の廃止、休止もしくは入所定員の減少または入所定員の増加)</u> 第7条 法第16条第1項の規定による届出は、<u>老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書</u>（様式第6号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人ホームの設置)</u> 第8条 法第15条第3項の規定による届出は、<u>老人福祉施設設置の届出書</u>によらなければならない。 2 法第15条第4項の認可の申請は、<u>養護老人ホームについては養護老人ホーム設置認可の申請書</u>（様式第7号）、<u>特別養護老人ホームについては特別養護老人ホーム設置認可の申請書</u>（様式第8号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人ホーム事業の開始)</u> <u>(老人ホームの変更)</u> 第10条 法第15条の2第2項の規定による届出は、<u>老人福祉施設変更届出書</u>によらなければならない。 （老人ホームの廃止、休止もしくは入所定員の減少または入所定員の増加）</p> <p>第11条 法第16条第2項の規定による届出は、<u>老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書</u>によらなければならない。 2 法第16条第3項の規定による認可の申請は、<u>老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書</u>によらなければならない。</p>	<p><u>(老人居宅生活支援事業開始届)</u> 第2条 法第14条の規定による届出は、<u>老人居宅生活支援事業開始届</u>（様式第1号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人居宅生活支援事業変更届)</u> 第3条 法第14条の2の規定による届出は、<u>老人居宅生活支援事業変更届</u>（様式第2号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人居宅生活支援事業廃止（休止）届)</u> 第4条 法第14条の3の規定による届出は、<u>老人居宅生活支援事業廃止（休止）届</u>（様式第3号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人デイサービスセンター等設置届)</u> 第5条 法第15条第2項の規定による届出は、<u>老人デイサービスセンター等設置届</u>（様式第4号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人デイサービスセンター等事業変更届)</u> 第6条 法第15条の2第1項の規定による届出は、<u>老人デイサービスセンター等事業変更届</u>（様式第5号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人デイサービスセンター等廃止（休止）届)</u> 第7条 法第16条第1項の規定による届出は、<u>老人デイサービスセンター等廃止（休止）届</u>（様式第6号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人ホーム設置届等)</u> 第8条 法第15条第3項の規定による届出は、<u>老人ホーム設置届</u>（様式第7号）によらなければならない。 2 法第15条第4項の認可の申請は、<u>老人ホーム設置認可申請書</u>（様式第8号）によらなければならない。</p> <p><u>(老人ホーム事業開始届等)</u> <u>(老人ホーム変更届)</u> 第10条 法第15条の2第2項の規定による届出は、<u>老人ホーム変更届</u>（様式第10号）によらなければならない。 （老人ホームの廃止、休止もしくは入所定員の減少または入所定員の増加の届出等）</p> <p>第11条 法第16条第2項の規定による届出は、<u>老人ホーム廃止（休止）届</u>（様式第11号）または<u>老人ホーム入所定員減少（増加）届</u>（様式第12号）によらなければならない。 2 法第16条第3項の規定による認可の申請は、<u>老人ホーム廃止（休止）認可申請書</u>（様式第13号）または<u>老人ホーム入所定員減少（増加）認可申請書</u>（様式第14号）によらなければならない。</p>

(改善命令による措置結果報告書)

第12条 市町または社会福祉法人もしくは日本赤十字社は、法第19条第1項の規定によって、施設の設備または運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとった措置について、措置結果報告書(様式第10号)により、その処分を受けた日から30日以内に知事に報告しなければならない。

(軽費老人ホームの設置)

第13条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届(様式第11号)によらなければならない。

2 社会福祉法第62条第2項の規定による軽費老人ホームの設置経営の許可の申請は、軽費老人ホーム設置許可申請書(様式第12号)によらなければならない。

(軽費老人ホームの変更)

第14条 社会福祉法第63条第1項の規定による軽費老人ホームに係る変更の届出は、軽費老人ホーム事業変更届(様式第13号)によらなければならない。

2 社会福祉法第63条第2項の規定による軽費老人ホームに係る変更の許可の申請は、軽費老人ホーム事業変更許可申請書(様式第14号)によらなければならない。

(軽費老人ホームの廃止)

第15条 社会福祉法第64条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出は、軽費老人ホーム廃止届(様式第15号)によらなければならない。

(老人福祉センター事業の開始)

第16条 社会福祉法第69条第1項の規定による老人福祉センターの事業開始の届出は、老人福祉センター事業開始届(様式第16号)によらなければならない。

2 社会福祉法第69条第2項の規定による老人福祉センターに係る変更または老人福祉センターの廃止の届出は、老人福祉センター事業変更届(様式第17号)または老人福祉センター廃止届(様式第18号)によらなければならない。

(有料老人ホームの設置等)

第18条 法第29条第1項の規定による届出は、老人福祉施設設置の届出書によらなければならない。

2 法第29条第2項の規定による届出は、老人福祉施設変更届出書によらなければならない。

3 法第29条第3項の規定による届出は、老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出(認可申請)書によらなければならない。

(改善命令による措置結果報告書)

第12条 市町または社会福祉法人もしくは日本赤十字社は、法第19条第1項の規定によって、施設の設備または運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとった措置について、措置結果報告書(様式第15号)により、その処分を受けた日から30日以内に知事に報告しなければならない。

(軽費老人ホーム設置届等)

第13条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届(様式第16号)によらなければならない。

2 社会福祉法第62条第2項の規定による軽費老人ホームの設置経営の許可の申請は、軽費老人ホーム設置許可申請書(様式第17号)によらなければならない。

(軽費老人ホーム事業変更届等)

第14条 社会福祉法第63条第1項の規定による軽費老人ホームに係る変更の届出は、軽費老人ホーム事業変更届(様式第18号)によらなければならない。

2 社会福祉法第63条第2項の規定による軽費老人ホームに係る変更の許可の申請は、軽費老人ホーム事業変更許可申請書(様式第19号)によらなければならない。

(軽費老人ホーム廃止届)

第15条 社会福祉法第64条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出は、軽費老人ホーム廃止届(様式第20号)によらなければならない。

(老人福祉センター事業開始届等)

第16条 社会福祉法第69条第1項の規定による老人福祉センターの事業開始の届出は、老人福祉センター事業開始届(様式第21号)によらなければならない。

2 社会福祉法第69条第2項の規定による老人福祉センターに係る変更または老人福祉センターの廃止の届出は、老人福祉センター事業変更届(様式第22号)または老人福祉センター廃止届(様式第23号)によらなければならない。

(有料老人ホーム設置届等)

第18条 法第29条第1項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届(様式第24号)によらなければならない。

2 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届(様式第25号)によらなければならない。

3 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止(休止)届(様式第26号)によらなければならない。

様式第1号から様式第8号までおよび様式第10号から様式第18号までを次のように改める。

老人居宅生活支援事業事業開始の届出書

年 月 日

知事様

所在地

届出者 名称

代表者職名・氏名

老人福祉法に規定する事業所に係る事業開始の旨を下記のとおり、
関係書類を添えて届け出ます。

		法人番号	
経営者・法人	フリガナ 氏名(名称)		
	住所(主たる事業所の所在地)	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村	
	連絡先	電話番号 (内線) FAX番号 Email	
	法人等の種類		
	法人の吸収合併または吸収分割における届出時に☑		<input type="checkbox"/>
届出を行う事業の種類および内容	事業等の種類	届出対象事業等(該当事業に○)	事業等の開始予定年月日
	老人居宅介護等事業		
	老人デイサービス事業		
	老人短期入所事業		
	小規模多機能型居宅介護事業		
	認知症対応型老人共同生活援助事業		
	複合型サービス福祉事業		
	介護保険事業所番号	(既に介護保険法上の指定を受けている場合)	
	フリガナ 名 称		
	所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村	
連絡先	電話番号 (内線) FAX番号 Email		
事業を行うとする区域			
主な職員氏名	フリガナ 氏 名		
入所/入居/登録定員	人		
○職員の定数および職務の内容			
職種	職務内容	定数	人
			人
			人
			人
添付書類	別添のとおり		

老人居宅生活支援事業変更届出書

年 月 日

知事様

所在地

申請者

名称

代表者職名・氏名

老人福祉法上に規定する事業所について、次のとおり内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号	
		法人番号	
変更年月日		年	月 日
変更があった事項(該当に○)		変更の内容	
変更内容	事業の種類及び内容	(変更前)	
	経営者の氏名(法人であるときは、その名称)		
	経営者の住所(法人であるときは、主たる事務所の所在地)		
	主な職員の氏名		
	事業を行うとする区域		
	事業所の名称	(変更後)	
	事業所の種類		
	事業所の所在地		
	事業所の入所定員、登録定員または入居定員		
	その他		
備考 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。			
経営者・法人	フリガナ 氏名(名称)		
	住所(主たる事業所の所在地)	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村	
	連絡先	電話番号 (内線) FAX番号 Email	
	法人等の種類		
	法人の吸収合併または吸収分割における届出時に☑		<input type="checkbox"/>
事業所	フリガナ 名 称		
	事業の種類	<input type="checkbox"/> 老人居宅介護等事業 <input type="checkbox"/> 老人デイサービス事業 <input type="checkbox"/> 老人短期入所事業 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業 <input type="checkbox"/> 認知症対応型老人共同生活援助事業 <input type="checkbox"/> 複合型サービス福祉事業	
	所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村	
	連絡先	電話番号 (内線) FAX番号 Email	
	事業を行うとする区域		
	主な職員氏名	フリガナ 氏 名	
	入所/入居/登録定員	人	※老人居宅介護等事業の場合は記入不要
添付書類	別添のとおり		

老人居宅生活支援事業廃止・休止届出書

年 月 日

知事様
所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

廃止・休止する事業所	介護保険事業所番号	
	法人番号	
サービスの種類	名称	
	所在地	
廃止・休止の別	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止	
廃止・休止する年月日	年 月 日	
廃止・休止する理由		
現に便宜を受けまたは入所している者に対する措置		
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日	

備考 廃止または休止する日の1月前までに届け出てください。

老人福祉施設設置の届出書

年 月 日

知事様
所在地
届出者 名称
代表者職名・氏名

老人福祉法に規定する施設設置の旨を下記のとおり、
関係書類を添えて届け出ます。

				法人番号	
経営者・法人	フリガナ 氏名(名称)				
	住所(主たる事業所の所在地)	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村			
	連絡先	電話番号 (内線)	FAX番号		
		Email			
法人等の種類					
法人の吸収合併または吸収分割における届出時に☑ <input type="checkbox"/>					
届出を行う施設の種類および内容	施設の種類	届出対象施設(該当事業に○)	事業開始の予定年月日	様 式	
	老人デイサービスセンター				
	老人短期入所施設				
	老人介護支援センター				
	養護老人ホーム			付表(一)	
	特別養護老人ホーム			付表(二)	
	有料老人ホーム			付表(三)	
介護保険事業所番号 (既に介護保険法上の指定を受けている場合)					
施設	フリガナ 名 称				
	所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村			
	連絡先	電話番号 (内線)	FAX番号		
		Email			
	事業を行おうとする区域				
	入所/入居定員	人			
居室数 ※有料老人ホームの場合のみ	室				
施設長/管理者	フリガナ	(郵便番号 -)			
	氏 名	住所 ※有料老人ホームの場合のみ			
○職員の定数および職務の内容 ※有料老人ホームの場合には記入不要					
職種	職務内容			定数	
				人	
				人	
				人	
				人	
添付書類	別添のとおり				

老人福祉施設変更届出書

年 月 日

知事様 所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

老人福祉法上に規定する施設について、次のとおり内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号	
	法人番号	
変更内容	変更年月日	年 月 日
	変更があった事項(該当に○)	変更の内容
	施設の名称、種類	(変更前)
	施設の所在地	
	設置者の氏名(法人であるときは、その名称)	
	設置者の住所(法人であるときは、主たる事務所の所在地)	
	建物の規模および構造ならびに設備の概要	
	施設の施設長/管理者の氏名	
	施設の施設長/管理者の住所	
	事業を行おうとする区域	
	入所定員、入居定員	
	居室数	
	施設の運営の方針	
	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)	(変更後)
	施設において供与をされる介護等の内容	
	建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類	
	設置届時の直近の事業年度の決算書	
職員の配置の計画		
一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額		
保全措置を講じたことを証する書類		
一時金の返還に関する契約の内容		
長期の収支計画		
重要事項説明書		
その他		

備考 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

経営者・法人	フリガナ 氏名(名称)		
	住所(主たる事業所の所在地)	郵便番号 ()	都道 市区 府県 町村
	連絡先	電話番号 (内線) FAX番号	Email
	法人等の種類		
法人の吸収合併または吸収分割における届出時に☑ <input type="checkbox"/>			
施設の種類	フリガナ 名称		
	施設の種類	<input type="checkbox"/> 老人デイサービスセンター <input type="checkbox"/> 老人短期入所施設 <input type="checkbox"/> 老人介護支援センター <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 有料老人ホーム	
	所在地	郵便番号 ()	都道 市区 府県 町村
	連絡先	電話番号 (内線) FAX番号	Email
	事業を行おうとする区域		
	入所/入居定員	人	
	居室数 ※有料老人ホームの場合のみ	室	
施設管理者/	フリガナ 氏名	住所 ※有料老人ホームの場合のみ	郵便番号 ()
	添付書類	別添のとおりに	

※参考 届出が必要な変更事項(老人福祉法第15条の2および第29条第2項)

	老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	有料老人ホーム
施設の名称、種類	○	○	○	○	○	○
施設の所在地	○	○	○	○	○	○
設置者の氏名(法人であるときは、その名称)						○
設置者の住所(法人であるときは、主たる事務所の所在地)						○
建物の規模および構造ならびに設備の概要	○	○	○	○	○	○
施設の施設長/管理者の氏名	○	○	○			○
施設の施設長/管理者の住所						○
事業を行おうとする区域	○	○	○			
入所定員、入居定員		○				○
居室数						○
施設の運営の方針				○	○	○
登記事項証明書・条例等						○
施設において供与をされる介護等の内容						○
建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類						○
設置届時の直近の事業年度の決算書						○
職員の配置の計画						○
一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額						○
保全措置を講じたことを証する書類						○
一時金の返還に関する契約の内容						○
長期の収支計画						○
重要事項説明書						○
その他						○

老人福祉法に規定する老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出(認可申請)書

年 月 日

知事様
所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり事業の廃止・休止または入所定員の減少・増加を届け出ます。

廃止・休止または入所定員の減少・増加をする事業所	介護保険事業所番号	
	法人番号	
サービスの種類	名称	
	所在地	
廃止・休止・入所定員の減少・増加の別	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 入所定員の減少 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 入所定員の増加	
廃止・休止または入所定員の減少・増加をする年月日	年 月 日	
廃止・休止または入所定員の減少・増加をする理由		
現に便宜もしくは援助を受け または入所している者に対する措置 (廃止・休止または入所定員の減少をする場合)		
減少・増加後の入所定員		
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日	

備考 廃止・休止または入所定員の減少・増加の日の1月前までに届け出てください。
入所定員の減少・増加は、養護老人ホームおよび特別養護老人ホームのみが対象となります。

老人福祉施設 養護老人ホーム設置認可の申請書

年 月 日

知事様
所在地
届出者 名称
代表者職名・氏名

老人福祉法に規定する養護老人ホームについて認可を受けたいので、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

経営者・法人	フリガナ	法人番号		
	氏名(名称)			
	住所(主たる事業所の所在地)	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村		
	連絡先	電話番号 (内線) FAX番号 Email		
	法人等の種類			
	法人の吸収合併または吸収分割における届出時に	<input type="checkbox"/>		
	介護保険事業所番号	(既に介護保険法上の指定を受けている場合)		
	フリガナ			
	名称			
	入所定員	人		
所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村			
連絡先	電話番号 (内線) FAX番号 Email			
事業開始の予定年月日				
施設長	フリガナ			
	氏 名			
主な職員	フリガナ			
	氏 名			
○職員の定数および職務の内容				
	職種	職務内容	定数	
			人	
			人	
			人	
			人	
施設	入所者数	人(推定数を記入)		
○人員に関する基準の確認に必要な事項				
従業者の職種・員数	施設長		医師	生活相談員
	専従	兼務	専従	兼務
	常 勤(人)			
	非常勤(人)			
常勤換算後の人数(人)				
従業者の職種・員数	支援員		看護職員	栄養士
	専従	兼務	専従	兼務
	常 勤(人)			
	非常勤(人)			
常勤換算後の人数(人)				
○設備に関する基準の確認に必要な事項				
1室あたりの最大定員	人			
利用者1人あたりの最小床面積	㎡			
片廊下の幅	m			
中廊下の幅	m			
建物の構造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他			
添付書類	別添のとおり			

様式第8号(第8条第2項関係)

老人福祉施設 特別養護老人ホーム設置認可の申請書

年 月 日

知事様

所在地

届出者 名称

代表者職名・氏名

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームについて認可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

法人番号	
フリガナ 氏名(名称)	(郵便番号 -)
住所(主たる事業所の所在地)	都 道 市 区 府 県 町 村
連絡先	電話番号 (内線) FAX番号 Email
法人等の種類	
法人の吸収合併または吸収分割における届出時に	
届出を行う事業の種類	事業等の種類
事業の開始予定年月日	届出対象事業等(該当事業に○)
老人居宅介護等事業	
老人デイサービス事業	
老人短期入所事業	
小規模多機能型居宅介護事業	
認知症対応型老人共同生活援助事業	
複合型サービス福祉事業	
介護保険事業所番号	(既に介護保険法上の指定を受けている場合)
フリガナ 名 称	(郵便番号 -)
所在地	都 道 市 区 府 県 町 村
連絡先	電話番号 (内線) FAX番号 Email
事業開始の予定年月日	
施設長 氏 名	フリガナ
主な職員 氏 名	フリガナ
協力医療機関	名称 主な診療科名 名称 主な診療科名 名称 主な診療科名 名称 主な診療科名
介護形式(いずれか一方を選択)	<input type="checkbox"/> 従来型 <input type="checkbox"/> ユニット型 <input type="checkbox"/> 地域密着型 <input type="checkbox"/> ユニット型地域密着型
入所定員	人
○人員に関する基準の確認に必要な事項	
従業者の職種・員数	施設長 医師 生活相談員 介護職員 専従 兼務 専従 兼務 専従 兼務 専従 兼務
従事人数	常 勤(人) 非常勤(人)
常勤換算後の人数(人)	
	看護職員 栄養士 機能訓練指導員 専従 兼務 専従 兼務 専従 兼務
従事人数	常 勤(人) 非常勤(人)
常勤換算後の人数(人)	
入所者数	人(推定数を記入)
○設備に関する基準の確認に必要な事項	
居室	1室あたりの最大定員 人 入所者1人あたりの最小床面積 m ² 直接外気に面して解放できる面積 m ²
静養室	入所者1人あたりの最小床面積 m ² 直接外気に面して解放できる面積 m ²
食堂と機能訓練室の合計面積	m ²
廊下	片廊下の幅 m 中廊下の幅 m
建物の構造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他
添付書類	別添のとおり

様式第10号(第12条関係)

年 月 日

福井県知事 様

設置者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名
(市町にあっては、市町長氏名)

措置結果報告書

老人福祉法施行細則第12条の規定により下記のとおり措置の結果を報告します。

記

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 設置主体
- 4 施設認可年月日
- 5 施設の設備または運営の改善を命ぜられた理由
- 6 前項の指示によりとった措置および今後の方針

注 とられた措置の状況に応じ予算書、事業計画書、工事設計書、議会の同意書、定款等必要な書類を添付すること。

様式第11号(第13条関係)

年 月 日

福井県知事 様

設置者 主たる事務所の所在地
氏 名
代表者の氏名
(市町にあつては、市町長氏名)

軽費老人ホーム設置届

下記のとおり軽費老人ホームを設置したいので届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類および所在地
- 2 設置者の氏名または名称、住所、経歴および資産の状況
- 3 建物の規模および構造ならびに設備の概要
- 4 施設の運営の方針および入所者に対する処遇の方法
- 5 入所定員
- 6 職員の定数および職務の内容
- 7 施設の長その他主な職員の氏名および経歴
- 8 事業開始年月日 年 月 日
- 9 施設の利用料金

- 添付書類
- 1 事業運営要綱
 - 2 歳入歳出予算書
 - 3 事業計画書
 - 4 条例、定款その他基本約款

様式第12号(第13条関係)

年 月 日

福井県知事 様

設置者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名〕

軽費老人ホーム設置許可申請書

下記のとおり軽費老人ホームを設置したいので許可して下さるよう申請します。

記

- 1 施設の名称、種類および所在地
- 2 設置者の氏名または名称、住所、経歴および資産の状況
- 3 建物の規模および構造ならびに設備の概要
- 4 施設の運営の方針および入所者に対する処遇の方法
- 5 入所定員
- 6 職員の定数および職務の内容
- 7 施設の長その他主な職員の氏名および経歴
- 8 事業開始予定年月日 年 月 日
- 9 施設経営のための財源の調達およびその管理の方法
- 10 施設管理者の資産の状況
- 11 建物その他の設備の使用の権限
- 12 経理の方針
- 13 事業の経営者または施設の管理者に事故あるときの処置
- 14 施設の利用料金

- 添付書類
- 1 土地、建物に係る権利関係を明らかにする書類
 - 2 事業計画書
 - 3 歳入歳出予算書
 - 4 定款その他基本約款、事業運営要綱

様式第13号(第14条関係)

年 月 日

福井県知事 様

設置者 主たる事務所の所在地
氏 名
代表者の氏名
(市町にあつては、市町長氏名)

軽費老人ホーム事業変更届

軽費老人ホームの事業運営について下記のとおり変更を生じたので、届け出ます。

記

- 1 施 設 名
- 2 所 在 地
- 3 設置した年月日
- 4 変更した事項
旧
新
- 5 変更を必要とする理由

様式第14号(第14条関係)

年 月 日

福井県知事 様

設置者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名〕

軽費老人ホーム事業変更許可申請書

軽費老人ホームの事業運営について下記のとおり変更したいので、許可して下さるよう申請します。

記

- 1 施 設 名
- 2 所 在 地
- 3 施設認可年月日
- 4 変更しようとする事項およびその時期
- 5 変 更 の 理 由
- 6 変更に伴う入所者に対する処置

様式第15号(第15条関係)

年 月 日

福井県知事 様

設置者代表 氏 名

軽費老人ホーム廃止届

老人福祉法による軽費老人ホームを 年 月 日から廃止したいのでお届けします。

記

1 廃止の理由

2 現に入所している者の措置

様式第16号(第16条関係)

年 月 日

福井県知事様

設置者代表 氏 名

老人福祉センター事業開始届

老人福祉法による老人福祉センターの事業を下記のとおり開始します。

記

1 施設の名称および位置

2 事業の内容

3 施設の規模および構造ならびに設備の概要

4 施設の地理的状況

5 収容人員と各種設備の利用料金

6 事業開始年月日

添付書類 1 条例、定款その他基本約款
2 事業計画書
3 歳入歳出予算書

様式第17号(第16条関係)

年 月 日

福井県知事様

設置者代表 氏 名

老人福祉センター事業変更届

老人福祉法による老人福祉センターの事業運営について下記のとおり変更を生じたので、お届けします。

記

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 設置主体
- 4 設置した年月日
- 5 変更した事項
- 6 変更の理由
- 7 変更の時期

様式第18号(第16条関係)

年 月 日

福井県知事様

設置者代表 氏 名

老人福祉センター廃止届

老人福祉法による老人福祉センターを 年 月 日以降廃止したいので、お届けします。

記

- 1 廃止の理由

様式第19号から様式第26号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の老人福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第17号

福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則（平成20年福井県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(診療科) 第3条 条例第3条第3項および第4項ならびに条例第10条第1項第2号ウ、 第3号イおよび第4号アの規則で定める診療科は、次に掲げる診療科とする。 (1)～(9) (略) 2 条例第3条第5項および第10条第1項第1号ウただし書の規則で定める診 療科は、次に掲げる診療科とする。 (1)～(6) (略)	(診療科) 第3条 条例第3条第3項および条例第10条第1項第2号ウの規則で定める診 療科は、次に掲げる診療科とする。 (1)～(9) (略) 2 条例第3条第4項および第5項ならびに第10条第1項第1号ウただし書、 第3号イおよび第4号アの規則で定める診療科は、次に掲げる診療科とする。 (1)～(6) (略)

様式第2号の3中「

内科	・	小児科	・	産科
総合診療科	・	救急科	・	その他()

」を

「

内科	・	小児科	・	産科	・	総合診療科		
外科	・	整形外科	・	麻酔科	・	救急科	・	その他()

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第18号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則（昭和25年福井県規則第27号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	金額	区分	金額
1～18（略）	（略）	1～18（略）	（略）
19（略）	（略）	19（略）	（略）
<u>20 肺炎球菌（高齢者用）</u>	<u>1万3,920円</u>	20（略）	（略）
<u>21（略）</u>	（略）	<u>21（略）</u>	（略）
<u>22（略）</u>	（略）	<u>22（略）</u>	（略）
<u>23（略）</u>	（略）	<u>23（略）</u>	（略）
<u>24（略）</u>	（略）	<u>24（略）</u>	（略）
<u>25（略）</u>	（略）	<u>25（略）</u>	（略）
<u>26（略）</u>	（略）	<u>26（略）</u>	（略）
<u>27（略）</u>	（略）	<u>27（略）</u>	（略）
<u>28（略）</u>	（略）	<u>28（略）</u>	（略）
<u>29（略）</u>	（略）	<u>29（略）</u>	（略）
<u>30（略）</u>	（略）	<u>30（略）</u>	（略）
<u>31（略）</u>	（略）	<u>31（略）</u>	（略）
<u>32（略）</u>	（略）	<u>32（略）</u>	（略）
<u>33 コロナウイルス（12歳以上用）</u>	<u>1万5,020円</u>	32 コロナウイルス	1万5,020円
<u>34 コロナウイルス（6か月～11歳用）</u>	<u>1万3,430円</u>	33 コロナウイルス（小児用）	<u>1万5,570円</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福井県病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第19号

福井県病院事業財務規則の一部を改正する規則

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事の事務の一部委任)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 知事は、次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(金銭の範囲)</p> <p>第5条 この規則において「金銭」とは、現金、預金および有価証券をいう。</p> <p>(会計伝票の発行)</p> <p>第9条 病院事業に属する取引については、その発生の都度証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。ただし、これにより難しいものについては、週または月ごとに一括して発行することができる。</p> <p>(伝票等の保存)</p> <p>第12条 会計伝票、日計表および取引に関する証拠となるべき書類は、毎月種類別に日付順に編集し、それぞれ保管しなければならない。</p> <p>(帳簿の種類および保管)</p> <p>第13条 病院事業に属する取引を記録し、整理するため、次に掲げる会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第20条 削除</p>	<p>(知事の事務の一部委任)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 知事は、次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 小切手を振り出すこと。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(金銭の範囲)</p> <p>第5条 この規則において「金銭」とは、現金、預金および地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）<u>第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。</u></p> <p>(会計伝票の発行)</p> <p>第9条 病院事業に属する取引きについては、その発生の都度証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。ただし、これにより難しいものについては、週または月ごとに一括して発行することができる。</p> <p>(伝票等の保存)</p> <p>第12条 会計伝票、日計表および取引きに関する証拠となるべき書類は、毎月種類別に日付順に編集し、それぞれ保管しなければならない。</p> <p>(帳簿の種類および保管)</p> <p>第13条 病院事業に属する取引きを記録し、整理するため、次に掲げる会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 小切手振出整理簿</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(収入納付のための小切手の支払地の制限)</u></p> <p>第20条 <u>令第21条の3第1号の規定により、小切手をもって収入の納付ができる場合は、当該小切手の支払地が福井市の区域内に限るものとする。</u></p> <p><u>(小切手の振出)</u></p>

第27条 削除

(直接払)

第29条 企業出納員は、直接債権者に支払いをしようとする場合は、領収書を徴するものとする。

(送金払)

第30条 企業出納員は、隔地にある債権者に支払いをしようとする場合は、出納取扱金融機関に送金を依頼し、送金済通知書を受け取らなければならない。

2・3 (略)

第32条 削除

(月次計理報告)

第71条 長寿福祉課長、地域医療課長および病院長は、毎月法第31条の規定による試算表を作成し、翌月20日までに知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第20号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和45年福井県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第27条 病院事業に属する支払いは、出納取扱金融機関所定の小切手の振出しにより行うものとする。

(直接払)

第29条 企業出納員は、直接債権者に支払いをしようとする場合は、領収書と引換えに小切手を交付するものとする。

(送金払)

第30条 企業出納員は、隔地にある債権者に支払いをしようとする場合は、出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振出し、その表面余白に「送金払」と表示して、送金依頼書を添えて出納取扱金融機関に送金を依頼し、送金済通知書を受け取らなければならない。

2・3 (略)

(小切手の有効期限)

第32条 企業出納員の振り出した小切手の有効期限は、振出日付から1年とする。

2 企業出納員は、前項の規定により出納取扱金融機関が支払いをしなかった支払金については、当該支払いを取消すとともに所要の整理を行わなければならない。

3 金融出納員は、前項の規定により支払いを取消した支払金について、債権者から有効期限経過後の小切手を呈示して支払いの請求があった場合は、第29条から第31条までの規定に準じて改めて支払いをしなければならない。

(月次計理報告)

第71条 長寿福祉課長、地域医療課長および病院長は、毎月法第31条の規定による試算表を作成し、翌月20日までに知事に提出しなければならない。この場合において、支払小切手で未払いのものがあるときは、その未払額を試算表に注記しなければならない。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(食品衛生管理者の選任等の届出) 第12条 (略)</p> <p>(自主回収の届出) 第13条 法第58条第1項の規定による届出は、<u>様式第8号</u>により行うものとする。</p>	<p>(食品衛生管理者の選任等の届出) 第12条 (略) <u>(特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出)</u> 第13条 法第8条第1項の規定による届出は、<u>様式第8号</u>により行うものとする。</p> <p>(自主回収の届出) 第14条 法第58条第1項の規定による届出は、<u>様式第9号</u>により行うものとする。</p>

様式第1号中、「自動販売機の型番」を「自動販売機、全自動調理機の型番」に改め、

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工または調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>

」を

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設		生食用食肉の加工または調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

」に改める。

様式第6号中、「自動販売機の型番」を「自動販売機、全自動調理機の型番」に改め、

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工または調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>

」を

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設		生食用食肉の加工または調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

」に改める。

様式第8号を削る。

様式第9号中、「第14条関係」を「第13条関係」に改め、様式第9号を様式第8号に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第21号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和48年福井県規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第9号から様式第12号までを次のように改める。

様式第9号（第5条関係）

年 月 日

【申込番号】

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（手数料納付システム利用時に記入）

福井県知事 様

本籍
（都道府県名）

住所

氏名

生年月日 年 月 日

性別 男・女

個人番号

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

クリーニング師試験受験願

クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により
申し込みます。

添付書類

- 履歴書
- 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル
横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日および氏名を記載
すること。）
- 学校教育法第57条に規定する者に該当することを証するもの

様式第10号 (第6条関係)

年 月 日

【申込番号】

□□□□-□□□□-□□□□

(手数料納付システム利用時に記入)

福井県知事 様

本 籍 (都道府県名)
住 所
氏 名
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)
生 年 月 日 年 月 日
性 別 男・女
個 人 番 号
□□□□□□□□□□□□□□

クリーニング師免許申請書

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により申請します。

添付書類

- 1 戸籍謄本、戸籍抄本または本籍の記載のある住民票の写し (クリーニング師試験の申請時から氏名または本籍に変更があった者については、戸籍謄本または戸籍抄本)
2 業務を行おうとする場所を記載した書類

備考

- 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、旧姓を記載し、戸籍謄本、戸籍抄本または旧姓の記載のある住民票の写しを添付すること。
2 外国籍の者で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、通称名を記載し、通称名の記載のある住民票の写しを添付すること。

様式第11号 (第6条関係)

年 月 日

【申込番号】

□□□□-□□□□-□□□□

(手数料納付システム利用時に記入)

福井県知事 様

本 籍 (都道府県名)
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
性 別 男・女
個 人 番 号
□□□□□□□□□□□□□□

クリーニング師免許証再交付申請書

クリーニング師免許証を亡失 (毀損) したので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により再交付を申請します。

- 1 氏 名
2 免許年月日
3 免許証番号
4 亡失 (毀損) した理由およびその年月日

備考 毀損の場合には、毀損した免許証を添付すること。

様式第12号（第6条関係）

年 月 日

【申込番号】

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（手数料納付システム利用時に記入）

福井県知事 様

本 籍
（都道府県名）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

性 別 男・女

個人番号

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

クリーニング師免許証訂正申請書

次のとおり変更したので、クリーニング業法施行規則第8条の規定により免許証の訂正を申請します。

- 1 本 籍 新
旧
- 2 氏 名 新
旧
- 3 旧姓・通称名
（併記を希望する場合）
- 4 変更年月日
- 5 変更の理由

添付書類

- 1 免許証
- 2 戸籍謄本または戸籍抄本

備考

- 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「3 旧姓・通称名」欄に旧姓を記載すること。
- 2 外国籍の者で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「3 旧姓・通称名」欄に通称名を記載し、通称名の記載のある住民票の写しを添付すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第22号

福井県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

福井県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年福井県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項および第2項ならびに第30条第1項および第2項の規定に基づき、ならびに法および漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 法第26条第1項および第2項ならびに第30条第1項および第2項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常もしくは保守点検または報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、<u>漁獲割当管理区分の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>に係る報告にあつては様式第1号の書面により、<u>漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては様式第1号の2の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>に係る報告にあつては様式第2号の書面により、<u>漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては、様式第2号の2の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては様式第3号の書面により、それぞれ行うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項および第30条第1項の規定に基づき、ならびに法および漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 法第26条第1項および第30条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常もしくは保守点検または報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、<u>漁獲割当管理区分に係る報告にあつては様式第1号の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）</u>に係る報告にあつては様式第2号の書面により、<u>漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては様式第3号の書面により、それぞれ行うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p>

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）
および個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福井県知事 様

氏名
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号	
特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位：)
陸揚げした日／漁獲量 (kg)	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、福井県の機関、福井県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合または特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量をそれぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）
および個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福井県知事 様

氏名
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号	
特別管理特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位：)
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日／漁獲量 (kg) / 個体の数	
船舶等の名称	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、福井県の機関、福井県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合または特別管理特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量をそれぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））および個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福井県知事 様

氏名
（法人にあつては、名称および代表者の氏名）
住所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号または 免許番号	船舶の名称 漁船登録番号	
管理区分の名称		
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、福井県の機関、福井県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号または免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権または組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号をそれぞれ記入する。海区漁業調整委員会または広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）または免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称および漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））および個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福井県知事 様

氏名
（法人にあつては、名称および代表者の氏名）
住所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号または 免許番号	船舶の名称 漁船登録番号		
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、福井県の機関、福井県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号または免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権または組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号をそれぞれ記入する。海区漁業調整委員会または広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）または免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称および漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特別管理特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状
および個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福井県知事 様

（委任者）

氏名

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という）の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

氏名

住所

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人および福井県知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項（を入れる。）

法第26条第1項および第2項の規定に基づく福井県知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

法第30条第1項および第2項の規定に基づく福井県知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、福井県の機関、福井県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することもできる。

2 1(3)の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を削ることとする。

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項および第2項ならびに法第30条第1項および第2項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく福井県知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）

法第90条第1項の規定に基づく福井県知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福井県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第23号

福井県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

福井県流域下水道事業財務規則（令和2年福井県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事の事務の一部委任)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 知事は、次に掲げる事務を企業出納員に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>(帳簿の種類および保管)</p> <p>第11条 企業出納員は、次に掲げる帳簿を備え、取引を整理しなければならない。</p> <p>(1)~(9) (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(金銭の範囲)</p> <p>第16条 この規則において金銭とは、現金、預金および有価証券をいう。</p>	<p>(知事の事務の一部委任)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 知事は、次に掲げる事務を企業出納員に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> 小切手を振り出すこと。</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>(帳簿の種類および保管)</p> <p>第11条 企業出納員は、次に掲げる帳簿を備え、取引を整理しなければならない。</p> <p>(1)~(9) (略)</p> <p><u>(10)</u> 小切手振出整理簿</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(金銭の範囲)</p> <p>第16条 この規則において金銭とは、現金、預金、<u>小切手</u>および有価証券をいう。</p>

(保管)

第18条 企業出納員は、全ての金銭を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第22条の5第1項の規定に基づき保管しなければならない。

(直接払)

第33条 企業出納員は、直接債権者に支払いをしようとする場合は、領収書を徴するものとする。

(隔地払)

第34条 企業出納員は、隔地の債権者に、出納取扱金融機関をして送金の方法により支払いをさせる場合は、送金通知書を債権者に送付しなければならない。

第37条から第41条まで 削除

(保管)

第18条 企業出納員は、全ての金銭を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第22条の6第1項の規定に基づき保管しなければならない。

(直接払)

第33条 企業出納員は、直接債権者に支払いをしようとする場合は、領収書と引換えに小切手を交付するものとする。

(隔地払)

第34条 企業出納員は、隔地の債権者に、出納取扱金融機関をして送金の方法により支払いをさせる場合は、出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出すとともに、送金通知書を債権者に送付しなければならない。

(小切手の振出)

第37条 流域下水道事業に属する支払いは、出納取扱金融機関所定の小切手の振出しにより行うものとする。

2 企業出納員は、受取人が正当な受取権限のある者であることを確認し、小切手振出整理簿に受領した旨を記載させた上、小切手を交付しなければならない。

3 企業出納員は、受取人に交付する場合でなければ小切手を小切手帳から切り離してはならない。

第38条 削除

(記載事項の訂正)

第39条 小切手の券面金額は、訂正してはならない。

2 小切手の券面金額以外の記載事項を訂正する場合は、誤記の上に2重線を引き、その上部または右側に正書するとともに、企業出納員の公印を押印しなければならない。

(小切手の廃棄)

第40条 書き損じ、汚損等により小切手を廃棄する場合は、当該小切手に朱で斜線を引き、かつ、「廃棄」と朱書きして、そのまま小切手帳に残しておくなければならない。

(使用済み小切手帳の保存)

第41条 企業出納員は、使用済みの小切手帳を証拠書類として5年間保存しなければならない。この場合において、未使用の小切手用紙があるときは、当該小切手用紙を小切手帳に残したまません孔し、使用できないようにしなければならない。

(月次計理報告)
第79条 河川課長は、毎月法第31条の規定による試算表を作成し、翌月20日までに知事に提出しなければならない。

(月次計理報告)
第79条 河川課長は、毎月法第31条の規定による試算表を作成し、翌月20日までに知事に提出しなければならない。この場合において、支払小切手で未払いのものがあるときは、その未払額を試算表に注記しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第41条の改正規定は、令和13年4月1日から施行する。

福井県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第24号

福井県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福井県屋外広告物条例施行規則（昭和39年福井県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可等の期間の更新の申請)</p> <p>第12条 条例第11条第3項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第1号）または屋外広告物等表示（設置）確認申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p><u>(1) はり紙またははり札については、その現況を確認するために最も適当と認められるものを撮影した天然色の写真（申請日前7日以内に撮影したものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 前条第1号に掲げる広告物等（許可等の期間が1年以内のものを除く。）については、次に掲げる書類</u> <u>ア 広告物等の現況を撮影した天然色の写真（申請日前3月以内に撮影したものに限る。）</u> <u>イ 屋外広告物等安全点検報告書（様式第8号）（申請日前3月以内に実施したものに限る。）</u></p> <p><u>(3) 前条第2号に掲げる広告物等（はり紙およびはり札を除く。以下この号において同じ。）については、次に掲げる書類</u> <u>ア （略）</u> <u>イ 屋外広告物等（簡易広告物）安全点検報告書（様式第7号）（申請日前7日以内に実施したものに限る。）</u></p> <p><u>(4) 前3号の広告物等以外の広告物等については、次に掲げる書類</u></p>	<p>(許可等の期間の更新の申請)</p> <p>第12条 条例第11条第3項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第1号）または屋外広告物等表示（設置）確認申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p><u>(1) はり紙またははり札については、次に掲げる書類のうちいずれかの書類</u> <u>ア はり紙またははり札の現況を確認するために最も適当と認められるものを撮影した天然色の写真（申請日前7日以内に撮影したものに限る。）</u> <u>イ 屋外広告物（はり紙・はり札）自己点検報告書（様式第7号）</u></p> <p><u>(2) 前条第2号に掲げる広告物等（はり紙およびはり札を除く。以下この号において同じ。）については、次に掲げる書類</u> <u>ア （略）</u> <u>イ 屋外広告物等安全点検報告書（様式第8号）</u></p> <p><u>(3) 前2号の広告物等以外の広告物等については、次に掲げる書類</u></p>

<p>ア (略)</p> <p>イ 屋外広告物等安全点検報告書(様式第8号) <u>(申請日前1月以内に実施したものに限る。)</u></p> <p>2 <u>前条第1号に掲げる広告物等(許可等の期間が1年以内のものを除く。)</u>で、<u>地上から広告物等の上端までの高さが4メートルを超えるものに係る屋外広告物等安全点検報告書については、次のいずれかに該当する者が点検したものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>条例第39条第1項各号に掲げる者</u></p> <p>(2) <u>第32条第2項各号に掲げる者</u></p> <p>(3) <u>屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習の課程を修了した者</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による申請は、第1項第1号および第3号の広告物等</u>にあっては許可等の期間の満了の日の3日前までに、<u>第1項第2号および第4号の広告物等</u>にあっては許可等の期間の満了の日の10日前までに、それぞれ行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 屋外広告物等安全点検報告書(様式第8号)</p> <p>2 <u>前項の規定による申請は、前項第1号および第2号の広告物等</u>にあっては許可等の期間の満了の日の3日前までに、<u>前項第3号の広告物等</u>にあっては許可等の期間の満了の日の10日前までに、それぞれ行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

様式第7号および様式第8号を次のように改める。

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

市町長 様

報告者 住 所 _____
 (申請者) (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 _____
 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
 電話番号 _____

屋外広告物等（簡易広告物）安全点検報告書

次のとおり安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容は事実と相違ありません。

広告物等の種類	<input type="checkbox"/> 簡易広告物 (立看板、広告幕、気球広告、ぼんぼり、あんどん、のぼり、その他これらに類する広告物等) <input type="checkbox"/> その他 ()				
設置場所			点検年月日	年 月 日	
設置年月日	年 月 日	許可年月日(番号)	年 月 日(第 号)		
点 検 項 目	チ ェ ン ク 欄	異常の有・無		異常があった場合の対応および内容	
		有	無	経 過 観 察	要改善 改善予定(年 月) 内容
1 主要構造部分の変形、破損、腐食等	<input type="checkbox"/>	有	無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
2 ボルト・ビス・接合部の変形、破損、腐食等	<input type="checkbox"/>	有	無	経 過 観 察	要改善 改善予定(年 月) 内容
3 支持・緊結部分の変形、破損、腐食等	<input type="checkbox"/>	有	無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
4 表示板面の汚染、退色、はく離等	<input type="checkbox"/>	有	無	経 過 観 察	要改善 改善予定(年 月) 内容
5 表示板面の変形、破損、腐食等	<input type="checkbox"/>	有	無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
6 コンクリート部の割れ、亀裂、はく離等	<input type="checkbox"/>	有	無	経 過 観 察	要改善 改善予定(年 月) 内容
7 その他必要な点検箇所 ()	<input type="checkbox"/>	有	無	経 過 観 察	要改善 改善予定(年 月) 内容

- 注 1 欄は該当するものに☑印を記入し、「異常の有・無」欄は該当するものを○で囲むこと。
 2 複数の広告物等を表示する場合、広告物の種類ごとに報告書を作成すること。
 3 報告内容について虚偽であることが判明した場合、更新の許可を取り消す場合があります。

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

市町長 様

報告者 住 所 _____
 (申請者) (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 _____
 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
 電話番号 _____

屋外広告物等安全点検報告書

次のとおり安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容は事実と相違ありません。

広告物等の種類	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 電柱広告 <input type="checkbox"/> その他 ()				
設置場所			点検年月日	年 月 日	
設置年月日	年 月 日	許可年月日(番号)	年 月 日(第 号)		
点検者 (管理者)	住 所	(〒 —) (— —)			
	電話番号	(— —)			
氏 名	資格名称		<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 屋外広告物講習終了者 <input type="checkbox"/> 建築士(1級/2級/木造) <input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習終了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員・職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者(1種/2種/3種) <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 電気工事士(1種/2種)		
点検箇所	点 検 項 目	チ ェ ン ク 欄	異常の有・無	異常があった場合の対応および内容	
上部 基礎 構造 部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	<input type="checkbox"/>	有 無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	<input type="checkbox"/>	有 無	経 過 観 察	要改善 改善予定(年 月) 内容
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	<input type="checkbox"/>	有 無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	<input type="checkbox"/>	有 無	経 過 観 察	要改善 改善予定(年 月) 内容
	2 鉄骨接合部(ボルト等)のゆるみ、欠落	<input type="checkbox"/>	有 無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	<input type="checkbox"/>	有 無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	<input type="checkbox"/>	有 無	経 過 観 察	要改善 改善予定(年 月) 内容
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	<input type="checkbox"/>	有 無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	<input type="checkbox"/>	有 無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	<input type="checkbox"/>	有 無	経 過 観 察	要改善 改善予定(年 月) 内容
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	<input type="checkbox"/>	有 無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	<input type="checkbox"/>	有 無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	<input type="checkbox"/>	有 無	経 過 観 察	要改善 改善予定(年 月) 内容
	3 周辺機器の劣化、破損	<input type="checkbox"/>	有 無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
その他	1 付属部品(装飾・鳥よけ等)の腐食、破損	<input type="checkbox"/>	有 無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容
	2 避雷針(突針部・導線固定部)の腐食、損傷	<input type="checkbox"/>	有 無	経 過 観 察	要改善 改善予定(年 月) 内容
	3 その他点検した事項()	<input type="checkbox"/>	有 無	<input type="checkbox"/>	要改善 改善予定(年 月) 内容

- 注 1 には該当するものに☑印を記入し、「異常の有・無」欄は該当するものを○で囲むこと。
 2 複数の広告物等を表示する場合、広告物の種類ごとに報告書を作成すること。
 3 許可期間3年で地上から上端までの高さが4mを超える広告物等の場合、点検者の資格を証する書類を添付すること。
 4 報告内容について虚偽であることが判明した場合、更新の許可を取り消す場合があります。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第25号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年福井県規則第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築士事務所登録簿等の閲覧)</p> <p>第28条 法第23条の9の規定により同条各号に掲げる書類（次項、<u>同項</u>において読み替えて準用する第12条第2項および第13条から第13条の3までならびに次条において「建築士事務所登録簿等」という。）を一般の閲覧に供するため、建築士事務所の所在地を管轄する土木事務所内に建築士事務所登録簿等閲覧所（次項において準用する第13条の2および次条において「閲覧所」という。）を設ける。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(指定事務所登録機関における建築士事務所登録簿等の閲覧)</u></p> <p><u>第29条 前条の規定にかかわらず、建築士事務所登録簿等を一般の閲覧に供する事務を法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関に行わせるときは、同項に規定する事務所登録等事務を行う事務所内に閲覧所を設ける。</u></p> <p><u>2 前項の指定事務所登録機関は、閲覧所の閲覧規則を定め、および公示しなければならない。</u></p>	<p>(建築士事務所登録簿等の閲覧)</p> <p>第28条 法第23条の9の規定により同条各号に掲げる書類（次項ならびに<u>同項</u>において読み替えて準用する第12条第2項および第13条から第13条の3までにおいて「建築士事務所登録簿等」という。）を一般の閲覧に供するため、建築士事務所の所在地を管轄する土木事務所内に建築士事務所登録簿等閲覧所（次項において準用する第13条の2において「閲覧所」という。）を設ける。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則を次のように制定する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第26号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）および建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規

則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（通行障害建築物の要件の特例）

第2条 省令第3条の規則で定める場合は、建築物の敷地の地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。次項において同じ。）が、当該建築物の敷地に接する道路（法第5条第1項の規定により定める福井県建築物耐震改修促進計画に同条第3項第2号および第3号の規定により記載する道路に限る。）の路面の中心より低い位置にある場合とする。

2 省令第4条の規則で定める距離は、政令第4条第1号イまたはロに掲げる場合の区分に応じ、当該イまたはロに定める距離に、地盤面から路面の中心までの高さに相当する距離を加えたものとする。

（要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告書の添付書類）

第3条 省令第5条第4項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断の結果を省令第5条第1項各号に掲げる者が証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

（計画の認定の申請書の添付書類）

第4条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第三者判定機関（建築物の耐震診断の結果および耐震改修（法第2条第2項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）の計画に関する判定および評価を行うことができる機関として知事が認めるものをいう。以下同じ。）が、耐震改修の計画について、法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

2 省令第28条第2項の申請をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、同項の構造計算書を添えることを要しない。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類）

第5条 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第三者判定機関が、当該建築物について、法第22条第2項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

2 省令第33条第2項の申請をしようとする者は、同項第1号の規定にかかわらず、同号の構造計算書を添えることを要しない。

3 省令第33条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 付近見取図、配置図および各階平面図

(2) その他知事が必要と認める書類

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書に添付する書類）

第6条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第三者判定機関が、当該区分所有建築物について、法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

2 省令第37条第1項の申請をしようとする者は、同項第2号の規定にかかわらず、同号の構造計算書を添えることを要しない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第10号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和32年福井県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に<u>基づき</u>、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（扶養手当の支給）</p> <p>第25条 条例第9条第2項に規定する扶養親族には、次に掲げる者を含めないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> <u>にあっては、年額150万円以上</u>）の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>2～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">（勤勉手当の支給）</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 成績率は、<u>100分の318.75</u>（特定幹部職員にあっては<u>100分の378.75</u>、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあっては<u>100分の122.5</u>）、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては<u>100分の266.25</u>）以下の範囲内で任命権者が定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に<u>基き</u>、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（扶養手当の支給）</p> <p>第25条 条例第9条第2項に規定する扶養親族には、次に掲げる者を含めないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>2～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">（勤勉手当の支給）</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 成績率は、<u>6月に支給する場合には100分の315</u>（特定幹部職員にあっては<u>100分の375</u>、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては<u>100分の100</u>（特定幹部職員にあっては<u>100分の120</u>）、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては<u>100分の262.5</u>）<u>以下、12月に支給する場合には100分の322.5</u>（特定幹部職員にあっては<u>100分の382.5</u>、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては<u>100分の125</u>）、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあ</p>

11 (略)

つては100分の270)以下の範囲内で任命権者が定めるものとする。

11 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第11号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和31年福井県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用地交渉業務に従事する職員の手当の支給対象職員)</p> <p>第18条 条例第19条第1項の人事委員会の定める職員は、未来創造部新幹線・交通まちづくり局新幹線建設推進課、嶺南振興局農村整備部、嶺南振興局林業水産部林業事業課、嶺南振興局二州農林部農村整備課、嶺南振興局二州農林部林業水産課、エネルギー環境部自然環境課、農林水産部農村振興課、農林水産部農地保全整備課、農林水産部森づくり課、農林総合事務所農村整備部もしくは農林総合事務所林業部、土木部土木管理課、土木部高規格道路課、土木部道路保全課、土木部河川課、<u>土木部都市計画課</u>、土木事務所、ダム建設事務所、嶺南振興局敦賀港湾事務所または福井空港事務所に勤務する職員とする。</p> <p>(教員特殊業務に従事する職員の手当の支給額)</p> <p>第30条 条例第34条第2項第1号に規定する人事委員会が業務の区分に応じて心身に負担を与える程度を考慮して定める額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 条例第34条第1項第4号に掲げる業務 次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 従事した時間が引き続き2時間以上3時間未満である業務 <u>3,000円</u></p> <p>イ 従事した時間が引き続き3時間以上である業務 <u>3,900円</u></p> <p>ウ 大会、試合等における児童または生徒に対する指導業務で従事した時間が引き続き4時間以上であるもの <u>4,800円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(用地交渉業務に従事する職員の手当の支給対象職員)</p> <p>第18条 条例第19条第1項の人事委員会の定める職員は、未来創造部新幹線・交通まちづくり局新幹線建設推進課、嶺南振興局農村整備部、嶺南振興局林業水産部林業事業課、嶺南振興局二州農林部農村整備課、嶺南振興局二州農林部林業水産課、エネルギー環境部自然環境課、農林水産部農村振興課、農林水産部農地保全整備課、農林水産部森づくり課、農林総合事務所農村整備部もしくは農林総合事務所林業部、土木部土木管理課、土木部高規格道路課、土木部道路保全課、土木部河川課、土木事務所、<u>ダム建設事務所</u>、嶺南振興局敦賀港湾事務所または福井空港事務所に勤務する職員とする。</p> <p>(教員特殊業務に従事する職員の手当の支給額)</p> <p>第30条 条例第34条第2項第1号に規定する人事委員会が業務の区分に応じて心身に負担を与える程度を考慮して定める額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 条例第34条第1項第4号に掲げる業務 次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 従事した時間が引き続き2時間以上3時間未満である業務 <u>1,800円</u></p> <p>イ 従事した時間が引き続き3時間以上である業務 <u>2,700円</u></p> <p>ウ 大会、試合等における児童または生徒に対する指導業務で従事した時間が引き続き4時間以上であるもの <u>3,600円</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の第18条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第12号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年福井県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「条例」という。）第11条および第28条の規定に<u>基づき</u>、通勤手当の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（様式第1号）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>住居、通勤経路、通勤方法もしくは条例第11条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、もしくは終了し、または通勤のため負担する運賃等の額もしくは駐車場等の料金に変更のあった場合</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(確認および決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示または第17条第1項第3号もしくは第4号の職員たる要件を具備していること<u>もしくは第9条の2第1項に定める駐車場等たる要件を具備していることおよび駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第11条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、または改定しなければなら</u></p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「条例」という。）第11条および第28条の規定に<u>基き</u>、通勤手当の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（様式第1号）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>住居、通勤経路もしくは通勤方法を変更し、または通勤のため負担する運賃等の額に変更のあった場合</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(確認および決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示または第17条第1項第3号もしくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第11条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、または改定しなければならない。</p>

ない。

2 (略)

第8条 条例第11条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項および第8条の3第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第11条第9項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

(2) (略)

2 (略)

（併用者の区分および支給額）

第8条の3 条例第11条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分およびこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第11条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員および自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号および第2号に定める額の合計額

(2) 条例第11条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第3項に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同条第2項第1号に定める額

(3) 条例第11条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第3項に定める額を加算した額）未満である職員（第1号に掲げる

2 (略)

第8条 条例第11条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項および第8条の3第1号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第11条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

(2) (略)

2 (略)

（併用者の区分および支給額）

第8条の3 条例第11条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分およびこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第11条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員および自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額および同条第2項第2号に定める額の合計額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）および同項第2号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）

(2) 条例第11条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額

(3) 条例第11条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額

職員を除く。) 同条第2項第2号に定める額

(通勤手当を支給する駐車場等)

第9条の2 条例第11条第3項に規定する人事委員会規則で定める駐車場等は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) (略)
- (2) 勤務公署の周辺または第4条の規定に基づき決定し、もしくは改定する手当額の基礎となる経路もしくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にあるものであること。

(3) 職員が自転車を駐車するために使用するもの(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。

(4) その利用について職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)もしくは条例第9条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなるものまたはこれに準ずるものとして人事委員会が定めるものでないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、人事委員会が定めるものでないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

3 条例第11条第3項の人事委員会規則で定める職員は、自動車等を使用する区間の距離(2以上の駐車場等を利用する場合は、それぞれの区間の距離)が片道2キロメートル未満であるもの(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員を除く。)とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第9条の3 条例第11条第3項に規定する1箇月当たりの駐車料金等の額に相当する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超えるときは、5,000円)とする。

- (1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - イ 駐車場等の料金を定める期間(月または年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(通勤手当を支給する駐車場等)

第9条の2 条例第11条第3項に規定する人事委員会規則で定める駐車場等は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) (略)
- (2) 交通機関から自動車等へまたは自動車等から交通機関へ乗り継ぐための駐車場等で、その乗継地周辺にあるもの(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)に規定する保管場所を除く。)であること。

(3) 月ぎめ駐車場等その他これに準ずるものとして人事委員会が定めるものであること。

2 条例第11条第3項の人事委員会規則で定める職員は、自動車等を使用する区間の距離(2以上の駐車場等を利用する場合は、それぞれの区間の距離)が片道2キロメートル未満であるもの(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員を除く。)とする。

3 2以上の駐車場等を利用する場合においては、それぞれの1箇月当たりの駐車料金等の額の合計額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を支給する。

ウ アおよびイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額
(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第17条 条例第11条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3)~(5) (略)

2 前項第1号および第2号において「特定住居」とは、同項第1号アもしくはイに掲げる事由の発生または同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

- (1) (略)
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
ア 前項第1号アもしくはイに掲げる事由の発生の直前の住居または同項第2号に規定する配偶者の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ (略)

- (3) (略)
(支給日等)

第17条の2 (略)

2・3 (略)

4 条例第11条第7項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの

第17条 条例第11条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3)~(5) (略)

2 前項第1号および第2号において「特定住居」とは、同項第1号アもしくはイに掲げる事由の発生または同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

- (1) (略)
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ (略)

- (3) (略)
(支給日等)

第17条の2 (略)

2・3 (略)

4 条例第11条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの

運賃等相当額等（第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、 条例第11条第2項第2号に定める額（第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、 特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）および 条例第11条第3項に定める額の合計額（第18条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第11条第7項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（返納の事由および額等）

第18条の2 条例第11条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) (略)

(2) 通勤経路、通勤方法もしくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、もしくは終了し、または通勤のため負担する運賃等の額もしくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) (略)

2 条例第11条第8項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

3 条例第11条第8項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第18条の3 条例第11条第9項の人事委員会規則で定める期間は、普通交通機関等または新幹線鉄道等にあつては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、駐車場等にあつては1箇月とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

運賃等相当額等（第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、 条例第11条第2項第2号に定める額（第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）および 特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第18条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第11条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（返納の事由および額等）

第18条の2 条例第11条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) (略)

(2) 通勤経路もしくは通勤方法を変更し、または通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) (略)

2 条例第11条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

3 条例第11条第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第18条の3 条例第11条第8項の人事委員会規則で定める期間は、普通交通機関等または新幹線鉄道等にあつては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、駐車場等にあつては1箇月とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

様式第1号および第2号を次のように改める。

通 勤 届

年 月 日提出

様		勤務公署名・所属	
職		所在地	
住 居		氏名・職員番号	
通勤手当の支給に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。			
届出の理由		<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)	
<input type="checkbox"/> 1 新規 (<input type="checkbox"/> 異動等に伴う通勤経路または方法の変更の場合) <input type="checkbox"/> 2 住居の変更 (転居日 年 月 日) (転居日の通勤 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 3 通勤経路、方法または駐車場の変更等 <input type="checkbox"/> 4 運賃等または駐車場の料金の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 5 その他 () 例、支給要件の喪失等		届出の理由が生じた日 年 月 日	
通勤手当支給要件等の確認 (※要件を満たさない場合は支給対象外)		徒歩による距離 備考	
<input type="checkbox"/> 交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上 (※右欄に距離を記入) ※ 届出内容の確認結果により、届出どおりの認定および支給額にならない場合があります。		. km	
順路	通勤方法の別	区 間	距 離 (最短距離)
1	<input type="checkbox"/>	住 居 から(経由) まで	(. km) (. km) 分
2	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	(. km) (. km) 分
3	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	(. km) (. km) 分
4	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	(. km) (. km) 分
5	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	(. km) (. km) 分
住居から勤務公署までの最短経路における距離		住 居 から(経由) 勤務公署 まで	. km
		総通勤距離	. km
		総所要時間	分
駐車場等利用者			
1	駐車場の名称	駐車場の所在地	駐車場の利用料金 円
2	駐車場の名称	駐車場の所在地	駐車場の利用料金 円
記入上の注意			
1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路、方法または駐車場の変更等」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等または駐車場の料金の負担額の変更」には勤務形態の変更（交替制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。 2 「距離」欄には、実際の通勤経路における距離を記入する。通勤経路が最短経路ではない場合は、最短経路における距離を（ ）内に記入する。 3 「住居から駐車場までの距離よりも住居から勤務公署までの距離の方が短い場合は、「住居から勤務公署までの最短経路における距離」欄に記載する。 4 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、鉄道路線名等の別を記入する。 5 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券の期間、回数券の枚数、乗車券の種類）を記入する。 6 「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券の期間、回数券の枚数、乗車券の種類）の額を記入する。 7 「駐車場の所在地」欄には、通勤に使用する駐車場の所在地を記入する。 8 「駐車場の利用料金」欄には、実際に負担する額（駐車場の都度その料金を支払う場合は1回の利用額）を記入する。 9 「駐車場の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い、1回払い、回数券等の別を記入する。 10 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 11 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容と関係のない事項の記入を省略することができる。			

給与条第11条第4項または第5項の規定の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）

1 異動等に伴い、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員（新採用を含む。）

2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

3 配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

4 介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

5 上記3または4たる職員の要件を欠くに至った職員

6 その他 ()

支給要件の確認

新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60km以上もしくは通勤時間が90分以上であるもの
 (新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る。)

※ 現 公 署 へ の 異 動 発 令 年 月 日	年 月 日	※ 異 動 等 前 の 住 居 へ の 入 居 年 月 日	年 月 日
※ 異 動 等 の 直 前 の 住 居		※ 現 住 所 へ の 入 居 年 月 日	年 月 日
新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路および方法等 (最短経路による。)			
順路	通勤方法の別	区 間	距 離
1	<input type="checkbox"/>	住 居 から(経由) まで	. km
2	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	. km
3	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	. km
4	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	. km
5	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	. km
記入上の注意		総通勤距離	. km
		総所要時間	分
1 ※欄は□1にレ印を付した職員のみ記入すること。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、鉄道路線名等の別を記入する。			

通勤経路の略図（経路朱線）
 ※駐車料金等に係る通勤手当の支給を申請する場合は、駐車場等の位置が明確に分かるように記入すること。

備 考

通 勤 手 当 認 定 簿

職員番号 氏名			所属			事実発生年月日		年 月 日		
<input type="checkbox"/> 交替制勤務に従事する職員等のうち回数券等を使用して利用する交通機関等がある者			平均1箇月当たりの通勤所要回数			回		提出年月日		
								受理年月日		
順序	算出の基礎となる 普通交通機関等		定期券 回数券 その他	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの 運賃等相当額	普通交通機関等の 認定期間	取扱者 確認	支給 月 (支給月に○印を付す。) (毎月の場合は省略可)	備考
	普通交通機関 等の名称	利用区間								
普通 交通 機関 等 利用 者	1				円	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正				円	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2				円	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正				円	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	3				円	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正				円	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
4				円	円	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
改正				円	円	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額						円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円
自動車等の額（条例第11条第2項第2号 または条例附則第11項および第12項）				（交通用具の種類 使用距離 km）	改正	円	年 月から 年 月まで			
普通交通機関等と自動車等との併用者 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号				1箇月当たりの運賃等相当額と 自動車等の額との合計額		円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円
使用 する 等	算定の基礎となる駐車場等		1箇月当たりの 駐車場の料金 に相当する額	1箇月当たりの平均通勤所要回数 (規則第9条の3第1号ウの場合)	取扱者 確認	備考（回数券等の場合の駐車場の料金の算出基礎等）				
	駐車場の利用形態	料 金								
駐車 場 等 利用 者	1		円	円						
	改正		円	円						
	2		円	円						
改正			円	円						
1箇月当たりの駐車場の料金に相当する 額の合計額			円							
駐車場に係る通勤手当の額（上限5千円）			円	駐車場の認定期間	決定事項 (手当額の決定)	規則第9条の3 <input type="checkbox"/> 第1号ア <input type="checkbox"/> 第1号イ <input type="checkbox"/> 第1号ウ（1箇月当たりの平均通勤所要回数 回） <input type="checkbox"/> 第2号				

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券回数その他	特別料金等の額の算出基礎	特別料金等相当額	1箇月当たりの特別料金等相当額	新幹線鉄道等の認定期間	取扱者確認	支給月												備考				
	新幹線鉄道等の名称	利用区間							(支給月に○印を付す。)(毎月の場合は省略可)																
新幹線鉄道等利用者	1				(円 箇月)	円	年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12																
	改正				(円 箇月)	円	年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12																
	2				(円 箇月)	円	年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12																
	改正				(円 箇月)	円	年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12																
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額						円	年 月 日改正		円	年 月 日改正															
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額および駐車場等に係る通勤手当の額の合計額が15万円を超えるとき				15万円× [箇月]																					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	任命権者の確認決定(改定)欄										備考		
支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日 職氏名												
決定事項	条例第11条第1項 該当・非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 理由:			返納事由	返納事由	返納事由	返納対象普通交通機関等(新幹線鉄道等)						払戻金相当額の算出基礎			払戻金相当額			取扱者確認	備考					
	1			<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号											円									
	2			<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号											円									
	3			<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号											円									
	4			<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号											円									
	<input type="checkbox"/> 規則第8条の2 (通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 条例第11条第2項第3号 <input type="checkbox"/> 規則第8条の2 (通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 条例第11条第3項 <input type="checkbox"/> 条例第11条第4項 <input type="checkbox"/> 条例第11条第5項			1箇月当たりの運賃等相当額および1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が15万円を超えていた場合 規則第18条の2第2項第2号の月数と人事委員会の定める額(算出基礎)						月	(算出基礎)			円											
									月	(算出基礎)			円												

※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」(特別料金等の額に改定があった場合における「新幹線鉄道等の認定期間」)の「年 月 日まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)
- 2 この規則の施行の際現に福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号)第11条第3項に規定する駐車場等を利用している職員であって、この規則の施行後も引き続き当該駐車場等を利用するものは、この規則による改正後の第3条の規定によりその通勤の実情を速やかに届け出なければならない。

初任給調整手当の支給に関する規則および福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第13号

初任給調整手当の支給に関する規則および福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年福井県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下「条例」という。)第8条の2および第8条の3の規定に基づき、<u>初任給調整手当(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。第15条において同じ。)</u>の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(第1種初任給調整手当を支給する職)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>(第1種初任給調整手当を支給される職員)の範囲)</p> <p>第3条 条例第8条の2第1項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第4条 条例第8条の2第2項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員は、第9条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給されていた期間が通算して35年(第3条第2号または前条第3号に規定する職員にあっては、15年)に達している職員には、<u>第1種初任給調整手当</u>は支給しない。</p> <p>(第1種初任給調整手当の支給期間および支給額)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下「条例」という。)第8条の2の規定に基づき、初任給調整手当の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(支給する職)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>(職員)の範囲)</p> <p>第3条 条例第8条の2第1項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第4条 条例第8条の2第2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員は、第9条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>初任給調整手当</u>を支給されていた期間が通算して35年(第3条第2号または前条第3号に規定する職員にあっては、15年)に達している職員には、<u>初任給調整手当</u>は支給しない。</p> <p>(支給期間および支給額)</p>

第6条 第1種初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第2号または第4条第3号に規定する職員にあっては、15年）とし、その月額は職員の区分および採用の日（第2号会計年度任用職員にあっては、最初の採用の日。以下同じ。）または第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務および同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額に福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日または第4条に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日または第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間第1種初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 第1種初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、または外国の地方公共団体の機関等に派遣される福井県職員等の処遇等に関する条例（昭和63年福井県条例第1号）第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（条例第26条第1項または教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）または当該派遣の期間は、同表の期間の区分に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により第1種初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者（その委任を受けた者を含む。）があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する第1種初任給調整手当の月額および支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 第3条または第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に第1種初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による第1種初任給調整手当の支給期間に既に第1種初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第2号または第4条第3号に規定する職員にあっては、15年）とし、その月額は職員の区分および採用の日（第2号会計年度任用職員にあっては、最初の採用の日。以下同じ。）または第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務および同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日または第4条に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日または第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、または外国の地方公共団体の機関等に派遣される福井県職員等の処遇等に関する条例（昭和63年福井県条例第1号）第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（条例第26条第1項または教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）または当該派遣の期間は、同表の期間の区分に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者（その委任を受けた者を含む。）があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額および支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 第3条または第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（

えた期間が35年（第3条第2号または第4条第3号に規定する職員にあっては、15年）を超えることとなるものに係る第1種初任給調整手当の支給期間および支給額は、前条第1項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間第1種初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間および額とする。

（第1種初任給調整手当の支給の終了）

第8条 第1種初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第2条に規定する職である場合を除き、当該異動の日から第1種初任給調整手当は支給しない。

（第1種初任給調整手当の支給要件の改正の場合の措置）

第9条 第2条に規定する職または第3条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に第1種初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の第1種初任給調整手当の支給期間および経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより、第1種初任給調整手当を支給する。

（第2種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める職員および額）

第10条 条例第8条の3第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する特定額をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第4条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2) 条例附則第22項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第4項、第6項、第8項および第9項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

（第2種初任給調整手当の基準額）

第11条 条例第8条の3第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、一般職の国家公務員に支給される第

3条第2号または第4条第3号に規定する職員にあっては、15年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間および支給額は、前条第1項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間および額とする。

（支給の終了）

第8条 初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第2条に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

（支給要件の改正の場合の措置）

第9条 第2条に規定する職または第3条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間および経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

2種初任給調整手当の基準額の例による。

(第2種初任給調整手当の支給期間の終期)

第12条 条例第8条の3第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額(同項に規定する基準額をいう。以下同じ。)以上となった日の前日とする。

(第2種初任給調整手当の支給額)

第13条 条例第8条の3第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)(育児短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては当該額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第2種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第14条 条例第8条の3第3項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(支給方法)

第15条 (略)

(支給方法)

第10条 (略)

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和32年福井県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(初任給調整手当の支給)	(初任給調整手当の支給)

第24条の2 条例第8条の2および第8条の3に規定する初任給調整手当（第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。）の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第24条の2 条例第8条の2に規定する初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（暫定再任用職員等に関する経過措置）
- 2 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年福井県条例第29号。以下「令和4年改正定年条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項（同法第22条の5第1項の規定により採用された職員を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第10条の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員であって地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第13条（改正後の規則第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第14号

特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和46年福井県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特地勤務手当の月額）</p> <p>第4条 特地勤務手当の月額は、給料および扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級地の区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項の特地公署の級地の区分は、別表第1に定めるとおりとする。</p>	<p>（特地勤務手当の月額）</p> <p>第4条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、次の各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料および扶養手当の月額合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該100分の25を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、現に受ける給料および扶養手当の月額合計額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。</p> <p>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員および育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）</p>

(特地勤務手当に準ずる手当の支給等)

第5条 (略)

2 条例第12条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、給料および扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

期間等	支給割合
(略)	(略)

3 (略)

(権衡職員の範囲等)

第6条 (略)

2 条例第12条の3第2項に規定する同条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 新たに特地公署または準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、その特地公署または準特地公署に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前3年以内に、新たに給料表の適用を受ける職員となり、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

に対する前項の規定の適用については、同項中「給料および扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額に福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額および扶養手当の月額の合計額」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当の支給等)

第5条 (略)

2 条例第12条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、現に受ける給料および扶養手当の月額の合計額(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額)に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料および扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

期間等	支給割合
(略)	(略)

3 育児短時間勤務職員等(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「給料および扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額および扶養手当の月額の合計額」とする。

4 (略)

(権衡職員の範囲等)

第6条 (略)

2 条例第12条の3第2項に規定する同条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。)をされ、特地公署または準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものの
- (2) 新たに特地公署または準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、その特地公署または準特地公署に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前3年以内に、新たに給料表の適用を受ける職員となり、または地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を

(2) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第12条の3第2項に規定する新たに特
地公署または準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動したことまたは新たに給料表の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することに伴って住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）

(3) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、当該適用日の前日に条例第12条の3第1項または第2項の規定による特
地勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特
地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

3 前項各号に掲げる職員に支給する特
地勤務手当に準ずる手当の支給期間および支給額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間および額とする。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となつて特
地公署または準特地公署に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した職員 適用日に特
地公署または準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項および第2項の規定により支給されることとなる期間および額

(2) 新たに特
地公署または準特地公署に該当することとなつた公署に在職する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特
地公署または準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項および第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間および額

(3) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が適用日前に特
地公署または準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員が当該適用日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項および第2項の

移転したもの

(3) 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第12条の3第2項に規定する新たに特
地公署または準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの

(4) 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第12条の3第1項または第2項の規定による特
地勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特
地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

3 条例第12条の3第2項の規定による特
地勤務手当に準ずる手当の支給期間および支給額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間および額とする。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となつて特
地公署または準特地公署に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した職員または前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日または地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項の規定による採用をされた日に特
地公署または準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項および第2項（同条第3項および附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。）ならびに附則第7項の規定により支給されることとなる期間および額

(2) 新たに特
地公署または準特地公署に該当することとなつた公署に在職する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特
地公署または準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項および第2項ならびに附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間および額

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日または地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項の規定による採用をされた日前に特
地公署

規定により指定日以降支給されることとなる期間および額

- (4) 前項第2号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項および第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間および額
- (5) 前項第3号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項および第2項またはこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間および額
- (6) 前項第4号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間および額
- 4 (略)

(端数計算)

第8条 第4条第1項の規定による特地勤務手当の月額または第5条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。

(報告)

第9条 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 (略)
(隔遠地手当の支給に関する規則の廃止)
- 2 (略)
(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 (略)

または準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項および第2項ならびに附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間および額

- (4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項および第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間および額
- (5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項および第2項またはこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間および額
- (6) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間および額
- 4 (略)

(端数計算)

第8条 第4条の規定による特地勤務手当の月額または第5条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。

2 減額支給対象職員に対する前項の規定の適用については、同項中「第4条」とあるのは「第6条の2」と、「第5条第2項」とあるのは「第6条の4」とする。

(報告)

第9条 (略)

(特地公署等の見直し)

第10条 特地公署および準特地公署ならびに級別区分については、5年ごとに見直すのを例とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 (略)
(隔遠地手当の支給に関する規則の廃止)
- 2 (略)
(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 (略)

(条例附則第22項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)

4 条例附則第22項の規定の適用を受ける職員であって、第4条第2項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料および」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じ

て得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）および同日に受けていた」とする。

5 条例附則22項の規定の適用を受ける職員のうち第4条第3項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当の月額、前項および同条の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第22項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

6 条例附則第22項の規定を受ける職員であって、条例第12条の3第1項に規定する異動または公署の移転の日において当該職員以外の職員であったものに対する第5条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料および」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）および同日に受けていた」とする。

7 条例附則第22項の規定の適用を受ける職員のうち第5条第3項各号に掲げる職員であるものの同条第2項の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項および同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
（特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年福井県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 第1条 （略）	附 則 （施行期日） 第1条 （略） <u>（改正後の特地勤務手当等の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）</u> 第2条 <u>福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年福井県条例第29号。以下「令和4年改正定年条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前</u>

再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第2項および第3項ならびに第5条第2項および第3項の規定を適用する。

2 暫定再任用職員に対する改正後の規則第6条第3項および第4項の規定の適用については、同条第3項第1号中「地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項」とあるのは「福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年福井県条例第29号。以下「令和4年改正定年条例」という。）附則第3条第1項もしくは第2項、第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日または令和4年改正定年条例附則第3条第1項もしくは第2項、第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号ならびに同条第4項第1号および第3号中「地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第3項第3号および第4号中「地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第4項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正定年条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。））」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第3条 改正後の規則第6条第3項第1号および第2号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項または令和4年改正定年条例附則第3条第1項もしくは第2項、第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第2項もしくは第6条第1項もしくは第2項の規定（以下「地方公務員法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員について適用する。

（定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第2条 改正後の特地勤務手当等の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第6条第3項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項または福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年福井県条例第29号。以下「令和4年改正定年条例」という。）附則第3条第1項もしくは第2項、第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第2項もしくは第6条第1項もしくは第2項の規定（以下「地方公務員法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）および令和4年改正定年条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）について適用する。

2 改正後の規則第6条第3項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公

2 改正後の規則第6条第3項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公

務員法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日または当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員について適用する。

3 改正後の規則第6条第3項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）第12条の3第1項または第2項の規定による特勤手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

務員法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員について適用する。

3 改正後の規則第6条第3項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）第12条の3第1項または第2項の規定による特勤手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

企業管理規程

福井県企業管理規程第1号

福井県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県公営企業財務規程の一部を改正する規程

福井県公営企業財務規程（昭和37年福井県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（企業出納員への委任）</p> <p>第3条 管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条に規定する管理者をいう。次条を除き、以下同じ。）は、出納その他の会計事務のうち、次に掲げる権限を企業出納員に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">（帳簿）</p> <p>第13条 企業出納員は、次に掲げる帳簿を備え、取引を整理しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（企業出納員への委任）</p> <p>第3条 管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条に規定する管理者をいう。次条を除き、以下同じ。）は、出納その他の会計事務のうち、次に掲げる権限を企業出納員に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 小切手の振出し</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">（帳簿）</p> <p>第13条 企業出納員は、次に掲げる帳簿を備え、取引を整理しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 小切手振出整理簿</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>

- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

2 公営企業課長は、次に掲げる帳簿を備え、取引を整理しなければならない。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

(支出予算の執行手続)

第26条 管理者は、支出予算を執行しようとするときは、執行伺書を作成しなければならない。

2・3 (略)

(企業出納員の審査および確認)

第28条 (略)

第29条 削除

- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)

2 公営企業課長は、次に掲げる帳簿を備え、取引を整理しなければならない。

- (1) 収入予算整理簿
- (2) 支出予算整理簿
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

(支出予算の執行手続)

第26条 管理者は、支出予算を執行しようとするときは、別表第2に定める区分に従い、執行伺書により公営企業課長および企業出納員に合議しなければならない。

2・3 (略)

(企業出納員の審査および確認)

第28条 (略)

(小切手帳)

第28条の2 企業出納員は、会計ごとに小切手帳をそれぞれ別冊としなければならない。

(小切手の振出し)

第29条 企業出納員は、第28条の規定により確認をしたときには、支払日ごとに小切手を振り出さなければならない。

2 企業出納員は、受取人が正当な受取権限のある者であることを確認し、小切手振出整理簿に受領した旨を記載させた上、小切手を交付しなければならない。

3 企業出納員は、受取人に交付するときでなければ小切手を小切手帳から切り離してはならない。

(小切手の記載等)

第29条の2 小切手には、会計名を記載しなければならない。

2 小切手の券面金額の表示は、印字機によるアラビア数字をもつて印字しなければならない。

3 小切手の券面金額の頭部には、「¥」の記号を付さなければならない。

(領収書)
第30条 (略)

(支払方法)
第40条 企業出納員は、債権者に支払をしようとするときは、隔地払、指定金融機関特例払または口座振替の方法により行うものとする。

(隔地払)
第40条の2 企業出納員は、隔地の債権者に、指定金融機関に送金の方法により支払をさせるときは、指定金融機関が指定した書類を指定金融機関へ提出するとともに、送金通知書を債権者に送付しなければならない。

(指定金融機関特例払)
第40条の3 企業出納員は、債権者からの納入告知書等により、指定金融機関に支払をさせるときは、当該納入告知書等を指定金融機関に送付しなければならない。

(口座振替)
第40条の4 企業出納員は、債権者からの申出により、口座振替の方法により支払をするときは、指定金融機関が指定した書類を指定金融機関へ提出しなければならない。

2 管理者は、前項の手続をした場合に必要があると認められるときは、別に定める方法により債権者に通知しなければならない。

3 (略)

(記載事項の訂正)
第29条の3 小切手の券面金額は、訂正してはならない。
2 小切手の券面金額以外の記載事項を訂正するときは、誤記の上に2重線を引き、その上部または右側に正書するとともに、企業出納員の公印を押印しなければならない。

(小切手の廃棄)
第29条の4 書き損じ、汚損等により小切手を廃棄する場合は、当該小切手に朱で斜線を引き、かつ、「廃棄」と朱書きして、そのまま小切手帳に残しておくなければならない。

(使用済み小切手帳の保存)
第29条の5 企業出納員は、使用済みの小切手帳を証拠書類として5年間保存しなければならない。この場合において、未使用の小切手用紙があるときは、当該小切手用紙を小切手帳に残したまません孔し、使用できないようにしなければならない。

(領収書)
第30条 (略)

(直払)
第40条 企業出納員は、債権者に直接支払をしようとするときは、小切手を振り出し、これを領収書と引換えに当該債権者に交付しなければならない。
2 企業出納員は、債権者から現金による支払の申し出があったときは、前項の規定にかかわらず現金による支払をすることができる。この場合において、企業出納員は、その日の現金による支払の合計金額を記載した小切手を振り出すことができる。

(隔地払)
第40条の2 企業出納員は、隔地の債権者に、指定金融機関に送金の方法により支払をさせるときは、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出すとともに、送金通知書を債権者に送付しなければならない。

(指定金融機関特例払)
第40条の3 企業出納員は、債権者からの納入告知書等により、指定金融機関に支払をさせるときは、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出すとともに、当該納入告知書等を指定金融機関に送付しなければならない。

(口座振替)
第40条の4 企業出納員は、債権者からの申出により、口座振替の方法により支払をするときは、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出すとともに、管理者が別に定める方法により債権者に通知しなければならない。

2 (略)

(検査)

第61条 前条の規定により調達した物品は、契約担当者またはその指定を受けた職員が検査し、検査調書を作成して庫入れをし、または企業出納員に引き継がなければならない。ただし、1件の金額が200万円未満の物品については、支出命令書または支出負担行為兼支出命令書に検査を完了した年月日および検査を行った契約担当者または検査職員の氏名を記載することにより検査調書に代えることができる。

2 (略)

(予算の実施計画等)

第91条 公営企業課長は、予算に基づいて実施計画を立て、当該計画に係る年度の開始前に管理者に提出するものとする。

2 (略)

(検査)

第61条 前条の規定により調達した物品は、契約担当者またはその指定を受けた職員が検査し、検査調書を作成して庫入れをし、または企業出納員に引き継がなければならない。ただし、1件の金額が100万円未満の物品については、支出命令書または支出負担行為兼支出命令書に検査を完了した年月日および検査を行った契約担当者または検査職員の氏名を記載することにより検査調書に代えることができる。

2 (略)

(予算の実施計画等)

第91条 公営企業課長は、予算に基づいて毎四半期ごとに実施計画を立て、当該四半期前20日までに管理者に提出するものとする。

2 (略)

別表第2中「支出負担行為の整理区分および事前合議区分表」を「支出負担行為の整理区分表」に改める。
別表第2第1号の表を次のように改める。

1

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲
給料、手当、法定福利費、動力費、退職給付費、旅費、光熱水費、諸税、企業償還金、企業債利息、長期借入金返還金、長期借入金利息、一時借入金利息、建設利息、支払利息、養成費、雑費（食糧費、物品購入に係る交際費および手数料を除く。）、交付金、水利使用料、繰出金ならびに消費税および地方消費税	支出決定のとき。	支出しようとする額
報酬	支出決定のとき。	支出しようとする額
報償費	支出決定のとき。 契約締結のとき（物品等の購入に係るものに限る）。	支出しようとする額 契約金額
厚生福利費、消耗品費（光熱水費を除く。）、薬品費、修繕費（工事に係るものを除く。）、賃借料、損害保険料、通信運搬費、会議費、雑費（食糧費、物品購入に係る交際費お	契約締結のとき。	契約金額

よび手数料に限る。) 、除却費、備品購入費、仮設費、仮設備費、委託料(工事に係るものを除く。) 、委託運転費および用地買収費		
工事に係る修繕費、工事に係る委託料、工事請負費(資本的支出に係るものに限る。) および測量調査費	契約締結のとき。	契約金額
負担金、補助および分担金ならびに補償費	交付決定のとき、契約締結のときまたは支出決定のとき。	交付しようとする額、契約金額または支出しようとする額
貸付金	貸付決定のとき。	貸付しようとする額

別表第2備考中第5号を削る。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の福井県公営企業財務規程の規定は、令和8年度の予算に係る事務から適用し、令和7年度の予算に係る事務については、なお従前の例による。
- この規程の施行の際現に保存している使用済みの小切手帳の保存については、なお従前の例による。

福井県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県企業管理規程第2号

福井県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する規程

福井県水道用水供給条例施行規程(昭和63年福井県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水の申込み等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による給水または給水量変更の申込みは、給水(給水量変更)申込書(様式第1号)により行わなければならない。</p> <p>2 条例第2条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による給水または給水量変更の承認は、給水(給水量変更)承認書(様式第2号)により行うものとする。</p>	<p>(給水の申込み等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による給水または給水量変更の申込みは、給水(給水量変更)申込書(様式第1号)により行わなければならない。</p> <p>2 条例第2条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による給水または給水量変更の承認は、給水(給水量変更)承認書(様式第2号)により行うものとする。</p>

様式第1号および様式第2号中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の福井県水道用水供給条例施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。